

運ばない、運ばせない、重量違反。

運送事業者の方へ

- 重量違反すると、運転者、運送事業者とも罰則適用。
- 悪質な違反は、即時告発。



荷主の方へ

- 重量違反に関与した場合、荷主責任を追及。
- 関与が認められれば警告、主体的違反には、荷主勧告を発動。



許可を取らずに定められた重量を超えて走行したり、取得した許可の重量を超えて走行する「重量オーバー」、これらの大型車両が、道路を傷める大きな原因に。2倍の軸重オーバーで、橋梁には4,000倍もの影響があります。重量違反は止めましょう。



特殊車両通行許可が必要

定められた重さ、長さ、高さ、幅を、一つでも超える車両は許可申請を。オンライン申請もできます。



<10月は大型車通行適正化推進月間>

Webアンケート調査にご協力ください。【アンケート調査期間】令和2年9月1日(火)～11月30日(月)

大型車通行適正化に向けた連絡協議会では、皆さまの大切な道路に大きなダメージを与えている重量オーバーの大型車両への様々な対策を行っています。その活動の一環として、皆さまからのご意見や、大型車両に関する認知状況を把握させていただきたく、ご協力のほどよろしくお願い致します。なお、Webアンケートにご回答いただいた方には、ノベルティ(何が送られてくるかは楽しみ!)をプレゼント。



Webアンケートの詳細はこちら

ノベルティの一例



連絡協議会
ホームページ

重量守り、道路を守ろう。



一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会 (千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社 (東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社 (順不同)